

議事日程(第4号)

平成26年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第13号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 6 議案第14号 平成26年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 7 議案第15号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 8 議案第16号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 9 議案第17号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第10 議案第18号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第19号 平成26年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第12 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙について
- 日程第13 発議第 2号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第14 発議第 1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第13号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 6 議案第14号 平成26年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 7 議案第15号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について

- 日程第 8 議案第 16 号 平成 26 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
 日程第 9 議案第 17 号 平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
 日程第 10 議案第 18 号 平成 26 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
 日程第 11 議案第 19 号 平成 26 年度須恵町水道事業会計予算の提出について  
 日程第 12 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙について  
 日程第 13 発議第 2 号 道州制導入に反対する意見書の提出について  
 日程第 14 発議第 1 号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出について  
 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員（13名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
13 番 藤 石 豊	14 番 原 野 敏 彦
15 番 三 角 良 人	

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（地域振興課）・・印 藤 勝 人
理 事（図書館長）・・今 泉 智 明	理 事（公民館長）・・安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・畑 江 達 也	都市整備課長・・安河内 久 人
上下水道課長・・石 井 浩 二	子ども教育課長・・稲 永 修 司
社会教育課長・・川 津 政 文	出納課長・・・・・・・・大 塚 信 夫
総務課参事・・満 行 誠	監査委員・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第14号から議案第19号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 議異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

### 日程第1. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） おはようございます。議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

総務建設産業委員会の報告です。

議案書、14から16ページです。

監査委員の報酬について、糟屋地区市町との均衡を図るために改正するものです。

15ページは条例中の別表、16ページが新旧対象表で、識見を有する者のみの年俸の34万円を40万円に引き上げます。結果、糟屋郡の7町では志免町を除く6町が同額となります。

なお、15ページ附則として、この条例は平成26年4月1日から施行します。

委員会は全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一

部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例です。総務建設産業委員会の報告です。

議案書17から20ページになっています。

市町村が直営でない一般廃棄物の処理手数料を条例より削除し、あわせて文言を一部訂正いたします。削除は19ページ、新旧対照表定義の2条中5項並びに20ページ別表中し尿の料金です。以下、文言を改めています。

なお、18ページ附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行します。

委員会全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第10号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例です。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は21から24ページです。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づくもので、平成11年以来の見直しです。23ページは条例中の別表、24ページが新旧対象表で出動訓練、警戒時の手当を1回につき2,800円から3,000円に引き上げます。

なお、22ページ附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行します。

適用の1回とはどのような解釈かとの質問に対し、臨機応変な対処をしたいとの答えでございます。委員会全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第11号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例です。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は25ページから28ページです。

前議案と同様に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づくもので、平成18年4月1日以来の改正になります。27ページは条例中の別表、28ページが新旧対象表で正副団長の2年以上3年未満、3年以上5年未満及び団員の5年以上10年未満を除き、一律5万円引き上げます。

なお、26ページ附則として、この条例は交付の日から施行します。

また経過措置として、平成26年4月1日以前の退職者は対象外となり、今年度の退職者は従前となります。

委員会全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第12号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第13号 須恵町固定資産評価委員の選任についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第13号 須恵町固定資産評価委員の選任について、総務建設産業委員会の報告です。

議案書29から30ページです。

現在の須恵町固定資産評価委員、稲永張美氏の任期満了による辞任に伴い、会計管理者を後任とするものです。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石164番地8、氏名大塚信夫、生年月日、昭和29年7月6日、59歳。任期は平成26年4月1日からです、経歴は次ページに記載してございます。質疑はなく、討論は省いています。

委員会全員賛成で同意いたしました。以上です。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意としております。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。

よって、議案第13号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第13号 須恵町固定資産評価委員の選任については各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第6. 議案第14号

### 日程第7. 議案第15号

### 日程第8. 議案第16号

### 日程第9. 議案第17号

### 日程第10. 議案第18号

## 日程第 1 1. 議案第 1 9 号

○議長（三角 良人）日程第 6、議案第 1 4 号 平成 2 6 年度須恵町一般会計予算の提出について、  
日程第 7、議案第 1 5 号 平成 2 6 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、  
日程第 8、議案第 1 6 号 平成 2 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、  
日程第 9、議案第 1 7 号 平成 2 6 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、  
日程第 1 0、議案第 1 8 号 平成 2 6 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、  
日程第 1 1、議案第 1 9 号 平成 2 6 年度須恵町水道事業会計予算の提出について、  
以上 6 議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○予算審査特別委員長（合屋 伸好） それでは、予算審査特別委員会の報告でございます。

平成 2 6 年度の一般会計及び特別会計議案第 1 4 号から 1 9 号までの審議内容を一括して報告いたします。

審議は担当課説明のもとに、去る 3 月 1 2 日、1 7 日、1 8 日に実施しました。

委員会の構成が議長を除く、議員全員によることから詳細を省き、主なものを報告いたします。

まず、議案第 1 4 号 平成 2 6 年度須恵町一般会計予算の提出についてです。

別紙平成 2 6 年度一般会計歳入歳出予算書の 1 ページであります。

平成 2 6 年度須恵町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 7 9 億 1, 0 0 0 万円と定める。

前年度比 9, 0 0 0 万円の増でございます。

第 2 条、地方債は第 2 表による。

第 3 条、債務負担行為は第 3 表による。

第 4 条、一次借入金の限度額は 6 億円と定める。

第 5 条、給料、職員手当、共済費に関しては同一管内で流用することができる。

8 ページ、第 2 表地方債でございます。

臨時財政対策債 4 億 6, 0 0 0 万円、一般会計出資債 5 9 0 万円、道路改良事業債 4, 5 0 0 万円、消防施設整備事業債 1, 3 2 0 万円です。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は従前のおりでございます。総額は、4 億 7, 1 0 0 万円で前年度比 1 億円ほどの減額の理由は、臨時財政対策債の減と第 1 学童保育所建設事業債がないことが主な理由となっております。

9 ページ、第 3 表債務負担行為です。

自治体クラウド基幹事業システム整備事業、平成 2 6 年から平成 3 4 年度まで 5 億 4, 3 0 0 万円。

戸籍システム機器リース、平成26年度から平成31年度まで2,400万円。

第一小学校耐震補強工事管理業務委託料、平成25年度から平成27年度まで370万円、第一小学校耐震補強工事、平成26年度から平成27年度まで9,300万円です。

以下、詳細は省き、主な審議内容を報告いたします。

質疑内容でございますが、歳入では1款1項1目個人住民税増税の理由は、震災に伴う均等割り一律500円の上乗せと景気の動向を見据えたものに若干の人口増です。同じく、4項たばこ税の4,000万円の増は昨年の県よりの委譲ではなく、需要の増加見込みです。

14款2項5目の消費者行政活性化基金県補助金は、相談窓口の人件費です。

15款2項1目財産売り払い収入の穴あきは主に旧東幼稚園駐車場の売却予定分です。

19款3項1目の資源物売り払い収入では、搬入の際、職員が極力立ち会うこと、また歳出4款において、役場設置の倉庫を拡張する予定になっています。

続きまして、歳出では2款総務費の嘱託員4名の増加は再任用制度利用です。1項6目の公用車検査料に関しては減額計上となっています。11目防犯灯LED化の効果は、電気料の支払いが町や区など異なるため未把握です。同じく、16目でコミュニティーバス内にする設置する総合案内システムについては、ソフトを使い行事のお知らせ等をまちづくり課で作成します。

7款1項2目商工会へのイベント補助は、軽トラ市分を予定しています。また、消費税増税前の地域振興券発行は予定がありません。

商工会とは、須恵町のパンフレットの見直しも含めて密接に協議するよう要望しています。

8款2項1目道路維持費の区要望の整備費は地域環境整備工事費として、1,000万円が新規計上です。3項河川の浚渫は土砂の様子を見て決める。また、ため池浚渫は6款1項農業費で計上されております。4項3目の水辺公園の橋かけ直しでは、木製で予定されていますが、耐久性の高いものを要望しています。

9款1項2目の防災無線では、屋外支局点検を含めて、42局全ての維持管理予算です。

10款3項1目東中学校大規模改修は、内部、外部とあり2カ年にわたります。また、配膳室においては、今工事に含み設計計画いたします。4項2目では、旧学童保育所の舗装費800平方メートルを見えています。用途は駐車場です。5項5目久我美術記念館の駐車場整備ではお年寄りや障害者に考慮したものを要望。また、6目で皿山公園の西鉄電車撤去費を見えています、約35年経過し、痛みが激しいため、売却は難しい状況です。6項3目わかすぎの杜運動公園の休憩所設置は、利用者の要望を聞きながら5カ所を予定。また、芝張り替え機購入に関しましては、費用対効果が高いと見込んでいます。

8款4項都市計画の基礎調査業務は県の委託で、町が調査し、県が解析します。また基準点においては、新規に25点を26年度内に設置し、測定の簡素化を図ります。



以下、人事の件、委託の件、交通安全対策の件、備品購入の件等が、質疑応答がっております。

採決の結果、委員会全員賛成で可決いたしました。

続きまして、議案第15号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

別紙特別会計予算書1ページです。

平成26年度須恵町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ33億4,313万8,000円と定める。

前年度比6,310万2,000円、約1.92%の増です。

予算は25年度の医療費を基礎に算定され、財源は国保税、国、県の支出金支払い基金、国保連合からの交付金及び繰入金により構成されています。

12ページ歳入では、1款国民健康保険税は、昨年11月末の保険者数と平成24年中の所得による算定で、一般保険者数6,905人、3,814世帯と退職非保険者数352人、158世帯となっており、前年度比1,873万5,000円の減です。

14ページからの3款国庫支出金においては1項国庫負担金で約1割、2項財政調整交付金で約3割の減です。

5款の前期高齢者交付金では平成24年からの調整額を見込み、約40%増となっております。

8款繰入金は一般会計からの法定内繰入金は約1割の減です。

歳出におきましては、28ページ、2款保険給付費は対前年度比2.5%増の計上です。

出産育児諸費は50件、葬祭費は50件の計上です。

3款、4款、6款は支払い基金の内示額で対前年度比3.7%の増です。

7款共同事業拠出金は、高額な医療費を福岡県全体で助け合う制度であり、国保連合内示額で対前年度比1.8%の減です。質疑は特定健診審査伸び率の件、消費税増税に係る通信費等となっております。委員会全員で可決でございます。

議案第16号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてです。

別紙特別会計予算書53ページになっています。

平成26年度須恵町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億6,669万円と定める、前年度比700万円の増です。

62ページ歳入では、1款保険料は年金差し引き分と普通徴収分で対前年度比2.47%の増です。3款繰入金も3.26%とあわせて伸びています。

68ページ、歳出では、1款で人件費1人分の計上、2款では広域連合事務費に加え、歳入

1 款の保険料と 3 款の基盤安定繰入金を負担金として納入するものであります。

委員会全員賛成で可決いたしました。

議案第 17 号 須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出についてです。

別紙特別会計予算書 79 ページです。

平成 26 年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条歳入歳出予算の総額はそれぞれ 11 億 9,461 万 3,000 円と定める。

前年度比 870 万 3,000 円の増です。

第 2 条地方債の起債は第 2 表による、83 ページ、地方債です。

起債の目的は、下水道事業債で、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額 2,670 万円。

多々良川流域関連公共下水道分限度額 3 億 1,850 万円。

資本費平準化債公共下水道分限度額 6,770 万円。

同じく、流域下水道分 2,450 万円。特別措置分限度額 4,750 万円です。

利率は原則 4% 以内、償還の方法は記載のとおりです。

90 ページ、事項別明細の歳入では 1 款で供用廃止面積の減より受益者負担金が減り、対前年度比約 4.5% 減です。

2 款の使用料は実績見込み 上の原分、集合住宅分により約 10% 増を見込んでいます。

3 款国庫支出金マイナス 5.5%、5 款一般会計繰入金マイナス 1.8% と、いずれも近年、減額の計上でございます。

8 款町債は 1.9% 増となっております。

83 ページ、第 2 表地方債のとおりでございます。

100 ページ、歳出です、

1 款総務費は、昨年度と大きくは変わりませんが、水洗化工事補助金が消費税増税を見越して、1 件につき 2 万円から 3 万円に増額計上されています。

102 ページ、2 款 1 項下水道事業債は、工事量の減等により、約 3.3% 減です。

104 ページ、2 項下水道維持管理費では 2% の微減ですが、城山地区道路改良工事に伴い、マンホールの蓋交換約 30 カ所が計上されております。

3 款公債費は 5.0% 増、4 款予備費は前年度と同額です。

質疑は、城山地区道路改良に伴う件、水洗化工事補助金等でございます。

委員会全員賛成で可決でございます。

続きまして、議案第 18 号 平成 26 年度須恵町農業集落排水事業特別会計の予算についてです。別紙特別会計予算書 115 ページです。

平成 26 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出の予算の総額は、それぞれ7,946万5,000円と定める。

前年度比951万円の減です。

第2条地方債の起債は、第2表による。119ページ、地方債でございます。

起債の目的は、下水道事業債で、資本費平準化債限度額2,090万円です。利率は原則4%以内、償還の方法は記載のとおりであります。今年度においては、上の原浄化センターの公共下水道への切りかえが大きく影響します。

126ページ、歳入では、2款1項使用料で、上の原閉鎖に伴い3分の1ほどが減額、3款の一般会計繰入金も同様に約12%の減です。

130ページ、6款町債は119ページ分で償還額増に伴い、112%の増です。

委員会全員賛成で可決しました。

続きまして、議案第19号 平成26年度須恵町水道事業会計予算の提出についてです。

別紙水道会計予算書1ページです。

第1条、平成26年度水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量(1)給水戸数は1.87%増、(2)から(4)は微増、(5)建設改良事業費は第一浄水場耐震補強工事、送水管業務設計委託料等で68.5%の増となっております。

第3条、収益的収入は使用水量の増を見込み、1.8%の増です。

支出では、1款1項営業費用で受水量の増に伴う、ろ過砂の減による委託料及び材料費の減、加えて人件費の減、2項では、支払利息が経過により減額の計上です。

2ページ、第4条、資本的収入では第一浄水場耐震補強工事、送水管業務設計委託等で企業債及び国庫補助金が増です。

支出では耐震化及び監視制御装置の工事費に加え、送水管の設計委託が主ですが、送水管に関しましては距離短縮により、3分の2ほどの予算になる可能性があるということでございます。なお、収入が支出に対し不足する額2億2,771万9,000円は損益留保資金で補填します。

第5条、議会の議決を得なければならない経費は、(1)職員給与費2.68%の増と、(2)交際費でございます。

第6条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。前年度と同様です。

質疑は主に、送水管の件でありました。

委員会全員賛成で可決いたしました。

以上が、議案第14号から19号まで一括しての委員会診査報告です。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより議案第14号について、討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第14号 平成26年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第15号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第16号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第17号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第18号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は可決です。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第19号 平成26年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙について

○議長（三角 良人） 日程第12、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙についてを議題とします。

本件は組規約第6条第2項の規定に基づき、関係町の議会において選挙することになっておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に今村桂子議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました今村桂子議員を、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました今村桂子議員が須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に当選されました、ただいま、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員に当選されました今村桂子議員に、会議規則第32条第2項の規定により当選したことを告知します。

---

### 日程第13. 発議第2号

○議長（三角 良人） 日程第13、発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出についてを

議題とします。

文教厚生委員会で継続審査となっておりますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第2号 道州制導入に反対する意見書の提出について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

前回、継続審議としておりましたが、今議会で審議しました結果、文教厚生委員会では賛成少数で否決しております。

○議長（三角 良人） なお、総務建設産業委員会は12月議会で賛成多数の報告がございました。委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

原野議員。

○議員（14番 原野 敏彦） 委員長の報告でお聞きしたいんですが、反対された理由を聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三角 良人） 今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 反対された議員に報告をお願いしたいと思いますが、委員会の中では反対の意見の理由はございませんでした、よろしいですか。

○議員（14番 原野 敏彦） 理由っていうのは……。

○議長（三角 良人） ほかに、質疑はありませんか。これにて、質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。藤石議員。

○議員（13番 藤石 豊） 道州制導入に反対する意見書の提出をするということに反対っていうことなので、この道州制の問題は以前から、今、報告がありましたように、当議会でも再三再四議論を重ねてきた結果、そろそろ結論を出さなければならないんじゃないかなというのが普通のあり方なんです。いわゆる町長会及び市長会においても、現状ではこの道州制には反対だから提出しようじゃないかという意見書を出そうという考え方だと解釈しています。

しかしながら、一方福岡県議会の一部の有志の皆さんにおいては、明日の九州を考える会とかいって、私も参加したことあるんですが、研修会等が行われております。その中でいまだ審議といますか、勉強中なような感覚を受けて参加させていただきました。それは全く会議の中で、そういう気配がうかがわれたところでございます。

しかも参加する人の数が多いこと、判らんで参加してる方もいますし反対の方もいます。そのことに対して、いまだ半ばのような気がしてなりません私の感覚の中では、だからこれから先もそういう研修会等がたくさん、今からあるように言っておられます。

その研修会が正しいとかじゃなくて、もっと議論し勉強せないけないんじゃないかなというの

で、非常に私も迷っているところなんです。

そこでまた逆の考え方言うと、以前国の指導で合併が推進しまして、まさにその二の舞にならなきゃいんだがなということで、非常に右左迷っているところです。こういう迷っているところは結論を急がないほうがいいんじゃないかなということで、道州制に反対する意見書を提出しないほうがいいんじゃないかなと思って意見を述べさせていただきました。

○議長（三角 良人） ほかに。松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） 今藤石議員さん、反対意見でございましたけども、道州制導入後の国の具体的な形も示さないままに、期限を区切った導入ありきとなって、今国も検討なさっております基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べて住民と行政の距離が格段に遠くなる、自治体が衰退してしまうんじゃないかというのが、明らかに今議論されてございます。

今ここで反対をしてないと、国の思うがままに道州制が導入される可能性があることから、私は逆に今まだ検討が余りされてないので、勉強もできてないということがあれば逆に今、道州制の反対意見を出しておったほうがいいんじゃないかと思います。

そういうことで、私は道州制意見書提出に賛成させていただきます。

○議長（三角 良人） ほかに。賛成、反対、どちらでも。今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。

本年も4月15日には道州制度導入が決定したかのような法案が提出されております。審議も尽くされないまま、この状況でいきますと、道州制決定ということにもなりかねないため、もうちょっと議論をするという観点で、先ほど藤石議員が反対討論されましたが、期間がありませんので、現在の道州制導入の国の形も示されておられません。

その件で、今回はこの道州制導入に反対する意見書を提出すべきだと思います。以上。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて、討論を終結します。

よって、本意見書について採決に入ります。本意見書について提出することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、道州制導入に反対する意見書の提出は可決されました。

---

#### 日程第14、発議第1号

○議長（三角 良人） 日程第14、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める、意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。1番、田ノ上真議員。

○議員（1番 田ノ上 真） 発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

お手元に文書があると思いますので、それに沿って説明をさせていただきます。

容器包装リサイクル法はリサイクルのための分別収集、選別保管を税負担で行うこととなっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。ここで3Rとは、1、リデュース（減らす）、2、リユース（繰り返し使う）、3、リサイクル（再資源化）、という1、2、3の優先順位となっております。

このリサイクル優先に偏っているということで、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。根本的な問題は自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。

このため容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り込もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している住民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日気候変動防止の観点からも、資源の無駄使いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入を初めとした、事業者責任の強化が不可欠となっております。

よって須恵町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し以下のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

1、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集、選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

2、レジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

3、2Rの環境教育を強化しリユースを普及するため、学校牛乳の瓶化が促進されるように、さまざまな環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

御賛同のほうよろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、本意見書について採決に入ります。本意見書について、提出することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]



○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出は可決されました。

---

#### 日程第15. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より防災、防犯対策について、文教厚生委員会より介護保険制度について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

ここで税務課並びに住民課より、須恵町税条例及び須恵町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の申し出がっておりますのでこれを許可します。櫻木税務課長。

○税務課長（櫻木 幹夫） 専決することの御報告でございます。地方税法等の一部を改正する法律案が、第186回国会に提出され審議中でございます。その中にことし平成26年4月1日施行分が含まれており、専決する必要がございますので御報告いたします。

改正案の主なもの、3項目の内容でございます。まず1番目軽自動車税の見直しです、平成27年度分から、軽4輪車等及び小型特殊自動車の課税標準率を、自家用乗用車は1.5倍、そのほかは1.25倍に引き上げとなります。

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽4輪車等について、標準税率がおおむね20%加算となります。原付及び二輪車の課税標準率が約1.5倍に引き上げとなります。

2番目でございます。地方法人課税の偏在是正のための措置がとられます。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため消費税率8%段階において、法人住民税、法人税割の税率の引き上げがとられます。

須恵町におきましては、制限税率14.7%となっておりますけれども、改正後につきましては2.6%が減となり、12.1%となります。またこの税率の引き下げ分につきましては、国税として新たに創設されることになっております。

3番目最後ですけれども、固定資産税の見直しがとられます。新築住宅に係る税額の減額措置が2年延長となります。また耐震改修が行われました既存建物にかかわる税額の減額措置が、新

たに創設されます。医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する施設等に係る、課税標準の特例措置が新たに創設されます。

最後に、公害防止施設設備に係る特例措置等にわが町特例が導入されます。

以上閣議決定後国会通過した後、町長の専決処分とさせていただき、次期議会に報告し承認を得ることといたしますので、ここで御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） 住民課より須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の、専決処分をお願いをするものでございます。

内容としましては今国会におきまして、26年度地方税法の一部改正が審議中でございます。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税の賦課限度額を、現行14万円から16万円に、介護納付金課税の賦課限度額を、現行12万円から14万円に引き上げることと、所得に応じた7割5割2割の軽減措置につきまして、まず5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数について、現行の世帯主を除く被保険者数から世帯主を含む被保険者数に見直され、また2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数1人に対する加算額を、現行35万円から45万円に引き上げることが提案されております。

国会通過後、町長の専決処分とさせていただき、次期議会に報告し、承認を得ることでの取り扱いについてよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） お諮りします。ただいま説明がありました両条例の一部改正については、国の法律改正に伴うものであり、また国会通過の関係もあり、専決処分を了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、須恵町税条例及び須恵町国民健康保険税条例の一部改正については、専決処分を了承することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで、3月31日をもって退任されます稲永張美副町長及び、退職される職員の御挨拶をお願いしたいと思います。

稲永副町長、今泉図書館長、合屋住民課長、猪谷課長、前にお願いします。

○副町長（稲永 張美） 私、任期満了により3月31日をもって退任することになりました。

この4年間、副町長の職務を務めることができましたのも、町長初め議員の皆様方の御支援と御協力の賜物であり、この場を借りて、心から皆様に御礼を申し上げます。

振り返りますと、昭和39年に奉職以来、今日まで通算49年間勤めさせていただきました。

この間、平成10年から教育長、収入役、副町長と、特別職全てを経験することができ、またこの歳まで勤めることができ私は本当に幸せ者でした。

これからは健康に留意をして残りの時節を過ごしたいと思っております。

須恵町議会のますますの発展と、議員の皆様方の御健勝と御多幸を御祈念申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○理事（図書館長）（今泉 智明） 今泉でございます。3月の議会には欠席して、ちょっと体調不十分で、病氣療養しておりましたこと深くお詫び申し上げます。

私は昭和47年から42年間勤務させていただきました、15年から本年度まで、この議場におきまして、皆さんと共に町の行政に対します勤務をさせていただきました。

これも、皆様からのお力を得て、ここまで大過なく来たんだと思います。今後とも皆様の須恵町に対する行政面に対して、行政と共に頑張ってくださいますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

○住民課長（合屋 勝秀） 3月定例議会お疲れ様でございました、私昭和47年4月に奉職し、42年長いようで短かったような気がしております。この間出戻りの課を入れまして、通算10課で勤務をさせていただきました、うれしかったことまた苦しかったこと、いろんな場面が思い起こされており、町長初め温かな上司、同僚、優れた部下に恵まれ、本当に幸せだったと感慨を新たにしております。

また議会では各議員さん各位から温かな御指導、またお言葉をいただき、まことにありがとうございました。

今後につきましては再任用のお話もいただきましたが、妻とも相談し御辞退させていただくことにいたしました。

退職後は松山議員を見習いまして、おいしい米づくりに励みたいと存じます。

議員各位の御健勝と御活躍を、そして須恵町議会の御発展をお祈り申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

○総務課課長付課長（猪谷 繁幸） 失礼します。本日初めて議会のほうに参加させていただきましたけれども、私も昭和58年須恵町に帰ってきまして、奉職させていただきました30年を過ぎましたけれども、その30年の中で私が一番印象に残っているのは、今現在クリーンパークは稼働しておりますけれども、一番最初にお前行けという形で、そういう仕事を頂いて、何でという気持ちもありましたけれども、やはりよその町村と交流ができたこと、これほどうれしいことはないなという形で、その当時は何で私というような気持ちもありましたけれども、やっぱり行かせてもらっていい勉強させていただいたなど、やっぱり町内におれば、いろいろな仕事に対して苦情とかいろいろ受けましたけれども、やっぱりごみの関係で行った以上はごみのスペシャリストになるのが、仕事かなという形でいろいろ、3町3人で出向しまして、いろいろ勉強させていただきました。これも一重に町長のおかげ、職員の皆様のおかげ、また、

議員さんのおかげだと思っております。

今後とも、須恵町議会がますます御発展しますことを祈念いたしまして、挨拶とかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（三角 良人） 今一度拍手をお願いします。

4人の皆様、長い間御苦勞様でございました。今後の御健勝と御活躍を祈念します。

以上で、3月議会の全日程を終了いたしました。

---

○議長（三角 良人） 本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。

会議を閉じます。平成26年 第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時09分閉会

---